

緑の風 FAX版



NO. 121 2019年4月17日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

2019年4月16日 中央本部指令41号発出

「水戸地方本部・東京地方本部・八王子地方本部による 3地本連名での職場討議資料等に関する指令」

地本代表者会議（2019.4.9）にて水戸・東京・八王子地方本部連名の職場討議資料の郵送について、他の地方本部の参加者から、郵送しないように電話等で抗議したが「一方的に送り付けてきている。」「非常に組織が混乱している。」「春闘の中でこんなことをやっている場合なのかという意見が支部から地本に抗議がきている。」「中央本部にもそういう事象が今後発生しないように3地本に対して指導をお願いしたい。」と要請がありました。

中央本部は、この事象に対し議論した結果、①JR東労組には水戸地方本部・東京地方本部・八王子地方本部の3地方本部を1つの単位とした組織はないこと。②組織運営上問題があることを持ち回り執行委員会で確認し、以下のように指令を発出するに至りました。

- 1、水戸地方本部・東京地方本部・八王子地方本部は、中央本部の許可無く、3地本連名での職場討議資料等の発行は今後行わないこと。
- 2、水戸地方本部・東京地方本部・八王子地方本部は、3地本連名で職場討議資料を発行した経緯を明らかにすること。
- 3、水戸地方本部・東京地方本部・八王子地方本部は、この指令の回答を2019年4月19日13時までに、書面にて中央本部に報告すること。
- 4、各組織および各級機関は職場討議資料等の発行を行う場合、規約14条および27条に則ること。

以上

**大会・委員会決定に基づき、
12地本の総団結をつくり出そう!**